

# 山形県地域公共交通情報共有基盤構築・運用ガイドライン

令和4年3月24日 制定

## はじめに

山形県地域公共交通計画（R3.3策定）（以下、「計画」という。）の目標に掲げた地域公共交通や様々な分野の「データの集約・共有」のため、「山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム、以下、「プラットフォーム」という。）」を構築する。

プラットフォームが、適切なデータ更新により情報の鮮度が保たれ、また、そのことがユーザーに確かに認識され、加えて、ユーザー目線での使いやすさが常に保たれることと、データの管理や利用のあり方を定めることで、データを提供する様々な主体が安心してデータを提供できる環境を整備することを趣旨として、プラットフォーム構築・運用の方向性と関係者それぞれの役割ととるべき措置について規定するため、山形県地域公共交通情報共有基盤構築・運用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を定める。

## 1 プラットホームの意義等

### (1) プラットホームの意義

路線バス等の運行情報（運行経路、時刻表、料金等）や、交通以外の輸送サービス（商業・医療・観光等）の情報、さらには、公共交通に関わる統計データ等について、官民が連携を図りながらオープンデータ化を進め、利用者にとって分かりやすく利用しやすい、交通関係等の各種データの横断的活用に資するデータ連携基盤となるプラットフォームを整備するとともに、整備したデータ・情報については正確性の維持・向上を図り、必要な情報提供を推進する。

また、このプラットフォームを活用することにより、ニーズに対応した公共交通ネットワークの再編や、移動需要の喚起、効果的なインフラ整備等、様々な地域交通や地域課題の解決につなげ、地域の経済やコミュニティの活性化を推進する。

### (2) ガイドラインにおける用語の定義

オープンデータ	「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されるデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」。 ※山形県オープンデータカタログで紹介されているオープンデータの定義と同義。
機械判読	コンピュータプログラムがその構造や内容を自動的に判別し、加工や編集などの再利用ができること。
二次利用	データを引用・転載・加工等して利用すること。
個人情報	山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）第2条第1項に規定される個人情報。
企業情報	民間企業（団体、個人事業主を含む）に関する情報であって、自ら公開している、またはプラットフォームで提供することに同意を得ている情報以外の情報。

## 2 プラットフォームの構築・運用

### (1) 整備するデータ

プラットフォームに整備するデータは、オープンデータのほか、機械判読に適さない形式のデータ、対象者や利用目的を限定したデータなど、データ保有者の事情に応じて提供を受けたデータとする。

整備する個別具体的なデータ内容については、別表のとおりとする。

### (2) 整備するデータの分類

プラットフォームで取り扱うデータは以下の2分類で構成する。

#### ①交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報

<例示>

(ア) 国土交通省が策定した「標準的なバス情報フォーマット」に準じた形式

- ・静的データ「GTFS-JP」：停留所、路線、便、時刻表、運賃等
- ・動的データ「GTFS-RT」：遅延、到着予測、車両位置、運行情報等

(イ) GTFS-JP 形式以外での公共交通情報

- ・鉄道事業者、航空事業者の時刻表情報等
- ・タクシー情報

#### ②交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報

<例示>

(ア) 公共交通に関するデータ

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績
- ・空港、港湾、鉄道の事業概要
- ・各公共交通機関の利用実績

(イ) 交通以外の輸送サービス（教育・商業・医療・福祉・観光等）に関するデータ

(ウ) 移動実態・交通需要に関するデータ

- ・目的施設（教育・商業・医療・福祉・観光等）の立地状況・規模等
- ・目的施設の利用状況（年間利用者数、性別・年齢・居住地等）
- ・県民及び来訪者の移動実態

(エ) その他データ

- ・山形県地域公共交通計画策定に当たって作成した資料・データ
- ・その他行政機関が行った調査等の集計や個票データで活用可能なもの
- ・その他行政機関が支援した対象が有するデータで活用可能なもの
- ・その他関係者から活用希望があり、山形県地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）において活用可能と判断されたもの

### (3) データの公開・開示

#### ①データ公開・開示の考え方

プラットフォームのデータについては、県（事務局）やデータ保有者において個人情報や企業情報を削除、または、個人情報や企業情報が特定できない形態に加工し、原則公開することとする。

ただし、プラットフォームにおいて開示することに同意を得ている個人情報や企業情報のデータについては、別紙1「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」に基づき、限定的に開示する。

## ②公開・開示レベル設定

プラットフォームでのデータ公開に当たっては、上記「①データ公開の考え方」に応じた公開の仕方を明らかにするため、『公開レベル』を設定し、データ毎に仕分けを行う。

利用申請の受付及び審査は県（事務局）が行う。

公開レベルの『公開者』毎の手続きの詳細は別紙「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」に定める。

### 【公開・開示レベル】

公開・開示レベル	該当データ	公開・開示の方法
完全公開	・対象者の制限がなく利用可能なデータで、プラットフォームまたはデータ保有者のHPに掲載可能なデータ	・プラットフォームまたはデータ保有者のHPで公開
公開 (要申請)	・対象者の制限なく利用可能なデータで、データ容量の関係等でプラットフォームまたはデータ保有者のHPに掲載できないデータ	・プラットフォームに公開データ項目一覧を公開、データ利用者の申請により公開
対象者限定 (要審査)	・対象者や利用目的、二次利用の制限があるデータ	・プラットフォームに開示データ項目一覧を公開、対象者や利用目的、二次利用を制限 ・データ利用者の申請に対し審査のうえ開示

## ③二次利用等の制限に係る運用ルール

上記において、対象者限定で開示するデータについては、データ提供者の利益を守る観点から、公益性と情報管理の能力の双方を有する者に限り提供する必要がある。

また、開示されたデータについて、第三者への提供を制限する必要がある。

当該データの取扱いについては、対象者の属性に応じてどのような対象者にどういった場合に開示するかを整理した「開示対象レベル」を設定し、守秘義務の順守や違反した場合のペナルティを設定するなど厳格に運用する。詳細は別紙「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」に定める。

### 【開示対象レベル】

- ・開示対象レベルは概ね以下のとおりとなる。二次利用を制限するデータは、原則下記1～2までを開示対象とし、3以降については目的に応じて公開することとする。
- ・開示レベルはデータ毎に設定する。

開示レベル	開示対象者	主な利用目的
1	行政機関	地域公共交通に資する事業
2	研究機関・コンサルタント・CP	地域公共交通に資する研究・サービス
3	交通事業者・バス事業者	新規路線、路線再編検討
4	タクシー事業者	増車、営業区域検討

※上記に該当しない開示対象者であっても、利用目的に応じて開示する場合がある。

#### ④データ公開・開示者

プラットフォームに整備するデータは、データ容量の関係で県（事務局）にデータ送付ができないものや、GTFS-RTのように県（事務局）のサーバの関係でHPに掲載できないデータ、ICカード利用実績などの秘匿性の高いデータなど様々なデータの特性が存在する。

このため、データの公開・開示は県（事務局）またはデータ保有者が行うものとし、データ公開・開示者はデータの特性やデータ保有者の意向を勘案しながら、データ毎に設定する。

#### ⑤既存公開ページの尊重

既にデータ保有者が公開しているデータについては、原則データの提供を受けず、プラットフォームに当該公開ページのリンクを設定することとする。ただし、公開しているデータが、オープンデータにそぐわないデータ形式である場合、県（事務局）はデータ保有者と調整し、可能な範囲でプラットフォーム用にデータを整備する、もしくは公開されているデータ形式の変更をデータ保有者に依頼する。

#### （４）公開データの利用

プラットフォームにおいてデータを利用する者は、当該データが、人々の移動利便を向上させるという山形県地域公共交通計画の目標の達成のために収集・共有されているデータであることを踏まえ、計画の趣旨に沿った利用を行わなければならない。

また、プラットフォームにおける利用方法は別紙「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」に定める。

#### （５）データの整備

##### ①整備するデータの収集

＜データ収集目的の明確化と収集の方向性＞

データを整備するに当たっては、地域公共交通の利便性向上に向け、データのニーズを把握するとともに、データの収集目的を明確化する。

また、必要なデータを提供いただけるよう、県（事務局）は当該データを活用したサービスや研究の事例・イメージをデータ保有者に提示し、データ提供に対する理解を得ることに努める。

なお、データ収集の形式・内容については、データ保有者の既存の更新頻度やデータ形式・内容を基本としつつ、データ利用者のニーズにより、個別に対応を行うなど、県（事務局）はデータ提供者・データ利用者と調整を図るものとする。

<データ収集難易度と優先度の設定>

整備するデータについて、データ毎に以下のとおり収集難易度を設定する。この場合、難易度に応じてデータ収集する優先度を合わせて設定する。

難易度/ 優先度	難易度の考え方（データ保有状況）	優先度の考え方
A	県（所管部局）・市町村・国、民間企業等共に保有	収集必須 かつ 短期的
B	県（所管部局）・市町村・国未保有、民間企業等保有/ 県（所管部局）・市町村・国未保有、代替データ保有等	収集努力 かつ 中期的
C	県（所管部局）・市町村・国未保有、民間企業等未保有/ 県（所管部局）・市町村・国未保有、代替データ未保有等	収集必要性を検討 かつ 長期的

<データ保有者との調整>

県（事務局）がデータ保有者から新たにデータを収集する際は、県（事務局）とデータ保有者等が協議のうえ、公開するデータ項目や形式（フォーマット）を定める。

また、公開予定のデータがデータ保有者の既存のデータの場合は、既存の収集項目や更新基準日等を尊重しつつ、必要に応じてデータ保有者と協議のうえ収集項目や更新基準日等を設定する。

プラットフォームに整備するデータは、県（所管部局）や国、市町村、交通事業者等の協力のもと、データの有無を確認しながら収集に努める。

県（所管部局）や国、市町村、交通事業者等が新たにデータを民間企業等から収集したり、当該収集データに個人情報等が含まれているためデータを加工したりする必要があるなど、データ収集等に係る事務量増大に懸念がある場合は、県（事務局）は、県（所管部局）や国、市町村、交通事業者等からデータを保有する民間企業等のリストの提供を受け、県（事務局）においてデータを収集・加工を行う。

<特に必要なデータと代替データの積極的な取得>

人の移動や需要の把握が、現在整備されていない路線の新設や既存の路線の再編など、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資することに鑑み、潜在的な人的流動を把握するための基礎データとして、2（2）②（ウ）に掲げるデータのうち、OD（Origin Destination）データを優先的に収集することに努める。

また、OD データ取得が困難、存在しないデータの場合であっても、移動需要の傾向を推計できるよう、統計データや、個人情報等を削除した上での当該統計元データ、バスの定期券情報等の収集に努める。

**②整備するデータの更新**

当初のデータに追加、変更があった都度更新するのが望ましいが、データ保有者の負担軽減のため、原則、データ保有者で収集、集計、公表、修正した時期に合わせてプラットフォームの情報を更新する。

また、適切にデータ更新が行われるよう、県（事務局）においてデータ保有者に対しあらかじめデータ毎に定めた更新時期の前に通知を行う。

### ③個人情報・企業情報の取扱い

個人情報は「山形県個人情報保護条例」に準じた取扱いとする。

プラットフォームに整備するデータは、原則個人情報や企業情報は取り扱わないこととするが、事前にプラットフォームで公開することに同意を得ている場合はこの限りではない。この場合、県（事務局）はプラットフォームに掲載することの事前同意を徹底する。

## 3 プラットフォームの運営

### (1) 体制

関係者が適切にかつ積極的に保有する情報を提供することによって、より広範なデータが利用しやすい形で集約されるプラットフォームの構築が可能となる。

また、集約されたデータが単なるデータ集積ではなく、有用なデータベースとして幅広く活用されるためには、データが適切に更新され、提供され、加えて、データベースの存在自体が適切に情報発信される必要がある。

そのため、2（3）から（5）に掲げた方針のもと、基本的には県（事務局）が中心となってプラットフォームの運営管理を適切に行っていくが、そのほか、関係者は以下の役割分担のもとで、プラットフォームの運営管理に可能な範囲で協力することとする。

### (2) 役割分担

#### ■県（事務局）

- ・県（事務局）とは、協議会の事務局である県みらい企画創造部総合交通政策課をいう。
- ・県（事務局）は、データ保有者からデータを集約し、管理・公開するとともに、別紙「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」を定め、データ利用を適切に運用する。
- ・県（事務局）は、年間の利用申請の受付及び審査をした状況を取りまとめ、協議会に報告する。
- ・利用者から別紙「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」に基づく開示・不開示の決定に不服を申し立てられた場合、データ提供者と協議するなどの適切な措置をとる。
- ・県（事務局）は、プラットフォームのデータ充実を図るため、収集難易度のAのデータを速やかに整備するとともに、BやCのデータについても関係機関と調整のうえ、収集に努める。
- ・プラットフォームがより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・プラットフォームに提供すべきデータについて地域の情勢を踏まえた変更を行う必要がある場合は、協議会における協議等を通じて、適切な見直しを行う。
- ・プラットフォームのデータ整備の更なる充実や利用者ニーズの把握のため、プラットフォームの利用者や利用方法、データ活用事例等を利用申請内容等により分析することに努める。

#### ■県（所管部局）

- ・県（所管部局）とは、別表に記載されたデータを保有、または当該データを保有する民間企業（団体）を監督する所管課（室）をいう。
- ・県（事務局）に対して、別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する。

- ・県（所管部局）が保有していないデータの収集について、民間企業等への協力依頼など、県（事務局）に可能な範囲で協力する。

#### ■市町村

- ・市町村とは、別表に記載されたデータを保有する市町村の機関、または協議会を主管する交通担当課（室）をいう。
- ・県（事務局）に対して、別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する。
- ・交通担当課（室）所管外分野のデータ収集について、県（事務局）の依頼に応じ、市町村の所管部局へのデータ提供依頼について協力する。
- ・プラットフォームがより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・プラットフォームに提供すべきデータについて地域の情勢を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、県（事務局）への意見や、協議会における発議において適切な見直しが図られるよう努める。

#### ■交通事業者

- ・交通事業者とは、別表に記載されたデータを保有する事業者、または協議会に参画する事業者をいう。
- ・県（事務局）に対して、別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する。
- ・プラットフォームがより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報発信を図る際には、可能な限り、協力する。
- ・プラットフォームに提供すべきデータについて自らの事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

#### ■国

- ・国とは、別表に記載されたデータを保有する国の機関、または協議会に参画する国の機関をいう。
- ・県（事務局）に対して、別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する。
- ・プラットフォームがより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・プラットフォームに提供すべきデータについて国の政策変更や社会情勢の変化等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

#### ■交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者

- ・別表に記載されたデータを保有する交通事業者・国・県以外の事業者または施設管理者であって、県・市町村・国の機関でない者をいう。
- ・県（事務局）に対して、別表に記載されたとおりに、その事業や施設管理に支障が無い範囲で、データを適時適切に提供する。
- ・プラットフォームをより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報

発信を図る際には、可能な範囲で協力する。

- プラットフォームに提供すべきデータについて自らの事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告するよう努める。

■別表 データ別提供・更新方法

収集優先度 A・〇県(所管部局)・市町村・国、民間企業等が既にデータを保有しているデータ = 収集必須、かつ、短期的集めるデータ B・〇県(所管部局)・市町村・国未保有、民間企業等が保有しているデータ 〇県(所管部局)・市町村・国未保有、代替データあり等 = 収集努力、かつ、中期的に集めるデータ C・〇県(所管部局)・市町村・国未保有、民間企業等未保有データ
--

完全公開	オープンデータプラットフォームまたはデータ保有者のHPで公開しているデータ
公開(要申請)	オープンデータプラットフォームに公開データ項目一覧を公開、データ利用者の申請により開示
対象者限定(要審査)	オープンデータプラットフォームに公開データ項目一覧を公開、目的や対象者、二次利用を制限。データ利用者の申請に対し審査のうえ開示

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考	
										県(事務局)	データ提供者			
①交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報	(ア)国土交通省が策定した「マトリ」に準じた形式	1	【公共交通の運行情報】 静的データ 「GTFS-JP」 <旧No.1>	県内路線を有する乗合バス事業者(県内に営業所を有さず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者を除く)及び市町村が運行するコミュニティバス・デマンド交通(※停留所・ダイヤが定まっているもの)及び山形鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○GTFS-JPデータフォーマットの項目</li> <li>○事業者情報(ID、名称、URL等)</li> <li>○停留所・標柱情報(名称、標柱の緯度経度)</li> <li>○経路情報</li> <li>○便情報</li> <li>○営業所情報</li> <li>○通貨時刻情報</li> <li>○運行区分情報</li> <li>○運賃情報</li> <li>○翻訳情報</li> </ul>	公開中	-	各主体が運行情報を県が別途指定するマニュアルに沿ってGTFS-JP形式のファイルを作成し、指定の方法でアップロード/県(事務局)に送付	GTFS-JP	完全公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東北運輸局から運行内容の変更について連絡があった際、当該運行事業者のGTFS-JPの変更について確認。必要に応じて当該事業者に変更作業を要請</li> <li>●提供されたGTFS-JPデータについて、主要CP事業者への適切な反映が確保されるよう措置</li> <li>●住民窓口、観光部局等を通じ、公共交通運行情報が検索可能であることを幅広く周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運行内容を運輸局に申請する際に同時にGTFS-JP形式のデータも変更し、少なくとも運行内容変更の2週間前(年度初等ダイヤ改正繁忙期においては1か月前を目途)までに県(事務局)に通知/提供</li> </ul>	随時(運行内容の変更に応じて)	
		2	【公共交通の運行情報】 動的データ 「GTFS-RT」 <旧No.3>	県内路線を有する乗合バス事業者(県内に営業所を有さず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者を除く)及び市町村が運行するコミュニティバス・デマンド交通(※停留所・ダイヤが定まっているもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ルート最新情報(遅延、発着時刻予想、通過)</li> <li>○車両位置情報(車両の緯度・経度、接近情報、混雑度)</li> <li>○運行情報(見出し、影響(運休、迂回等)、原因(天候、事故等)、URL)</li> </ul>	未整備	A	県(事務局)がデータ保有者と個別調整の上、収集	GTFS-RTを原則とするが、別形式で収集しており、GTFS-RTへの変換に追加コストを要する場合は別形式も可	完全公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●データ保有者のHP等において誰でもデータを取得できる状態で公開する</li> </ul>	随時(運行内容の変更に応じて)	バス事業者の導入に合わせて取得	
	(イ)GTFS-JP形式以外での公共交通情報	3	【公共交通の運行情報】 静的データ 「GTFS-JPにそぐわない交通モード」 <旧No.2>	JR東日本、JAL、ANA、FDA	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時刻表情報</li> <li>○多言語情報</li> <li>○その他利用者利便に資する公開情報</li> </ul>	公開中	-	県(事務局)がデータ保有者と個別調整の上、公開	任意	完全公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●データ保有者と個別に調整し、データ保有者のHPのリンク設定を行う</li> </ul>	-	随時(運行内容の変更に応じて)	
	4	タクシー情報	県内のタクシー事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者名</li> <li>○事業者住所</li> <li>○郵便番号</li> <li>○電話番号</li> <li>○営業時間</li> <li>○定休日</li> <li>○実施しているサービス</li> <li>○クレジット決済対応</li> <li>○交通系ICカード決済の対応</li> <li>○電子マネー決済の対応状況</li> <li>○QRコード決済の対応状況</li> <li>○タクシー配車システム導入状況</li> <li>○利用者側が使う「アプリ配車」の対応状況</li> <li>○UDタクシー等バリアフリー運用状況</li> <li>○キャッシュレス決済への対応状況</li> </ul>	公開中	-	県(事務局)がデータ保有者と個別調整の上、収集	csv	完全公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者に対し、プラットフォームで情報公開することに同意を得る。</li> <li>●同意を得た事業者のデータを整備しPFに公開する。</li> </ul>	-	随時		

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考
										県(事務局)	データ提供者		
② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報 (ア) 公共交通に関するデータ	5	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績 <旧No.4>	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内(県内主要路線に乗り入れる宮城交通を含む)における一般乗合旅客自動車運送事業者	【事業報告書】 ○一般乗合旅客運送事業の収益・費用・損益  【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数、従業員数、路線キロ、運行系統数) ○輸送実績(輸送人員(うち定期)、営業収入(うち旅客運送収入)、走行キロ、実車キロ、実車率、延実在車両数、延実働車両数) ○運行系統別輸送実績報告書(経路(起点・経由地・終点)、キロ程、運賃、利用する高速自動車道路等(利用区間・利用キロ)、運行ダイヤ(始発・終発)、所要時間、運行回数、走行キロ、輸送人員(うち定期)、1人平均乗車キロ、輸送人キロ、平均乗車密度、運送収入、走行1キロあたり運送収入)	未整備	A	県(事務局)に東北運輸局山形支局へ定められた時期に提供	Excel及びPDF	完全公開/対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供について同意を得る ●東北運輸局山形支局に対し、同意した事業者の情報を提供し、当該事業者の対象データを受け取る ●東北運輸局山形支局が提供する集計データを公開する ●集計データに含まれないデータ項目を公開する場合は対象者限定とし、申請があった場合は審査のうえ公開する。	●県(事務局)から情報を得た事業者の当該データについて、独自に集計しているファイル及び当該データの既存のフォーマットを、定められた時期に県(事務局)にデータを提供する ●可能な限りデジタル化に努める	毎年	
	6	一般乗用旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績 <旧No.5>	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における一般乗用旅客自動車運送事業者	【乗用事業者一覧(法人タクシー事業者、個人タクシー事業者、福祉限定事業者)】 ○事業者名、代表者名、事業者住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、営業所名、営業所住所、車両数、協会加盟状況  【輸送実績報告書(交通圏別、法人別)】 ○交通圏、事業者数、車両数、提出事業者数、提出車両数、従業員数、運転者数、延実在車両数、延実働車両数、実働率、総走行キロ、総実車キロ、実車率、輸送回数、輸送人員、営業収入 ○事業概要(管轄区域(市町村名)、車両数・従業員数(管轄区域別)) ○輸送実績(輸送人員、営業収入、走行キロ、実車キロ、実車率、輸送回数、延実在車両数、延実働車両数、実働率)	未整備	A	県(事務局)に東北運輸局山形支局へ定められた時期に提供	Excel及びPDF	完全公開/対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供について同意を得る ●東北運輸局山形支局に対し、同意した事業者の情報を提供し、当該事業者の対象データを受け取る ●東北運輸局山形支局が提供する集計データを公開する ●集計データに含まれないデータ項目を公開する場合は対象者限定とし、申請があった場合は審査のうえ公開する。	●県(事務局)から情報を得た事業者の当該データについて、独自に集計しているファイル及び当該データの既存のフォーマットを、定められた時期に県(事務局)にデータを提供する ●可能な限りデジタル化に努める	毎年	
	7	一般貸切旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績 <旧No.6>	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における一般貸切旅客自動車運送事業者	【貸切事業者一覧】 ○事業者名、代表者名、事業者住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、営業所名、営業所住所、車両数  【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数、従業員数) ○走行キロ、輸送人員、運行回数、営業収入	未整備	A	県(事務局)に東北運輸局山形支局へ定められた時期に提供	Excel及びPDF	完全公開/対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供について同意を得る ●東北運輸局山形支局に対し、同意した事業者の情報を提供し、当該事業者の対象データを受け取る ●東北運輸局山形支局が提供する集計データを公開する ●集計データに含まれないデータ項目を公開する場合は対象者限定とし、申請があった場合は審査のうえ開示する。	●県(事務局)から情報を得た事業者の当該データについて、独自に集計しているファイル及び当該データの既存のフォーマットを、定められた時期に県(事務局)にデータを提供する ●可能な限りデジタル化に努める	毎年	
	8	特定旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績 <旧No.7>	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における特定旅客自動車運送事業者	【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数、路線、営業区域、輸送の需要者及び旅客の範囲) ○走行キロ、輸送人員、営業収入	未整備	A	県(事務局)に東北運輸局山形支局へ定められた時期に提供	Excel及びPDF	完全公開/対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供について同意を得る ●東北運輸局山形支局に対し、同意した事業者の情報を提供し、当該事業者の対象データを受け取る ●東北運輸局山形支局が提供する集計データを公開する ●集計データに含まれないデータ項目を公開する場合は対象者限定とし、申請があった場合は審査のうえ開示する。	●県(事務局)から情報を得た事業者の当該データについて、独自に集計しているファイル及び当該データの既存のフォーマットを、定められた時期に県(事務局)にデータを提供する ●可能な限りデジタル化に努める	毎年	
	9	自家用有償旅客運送事業者の一覧・輸送実績 <旧No.8>	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における自家用有償旅客運送事業者	【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数・種別、路線又は運送の区域、運送する旅客の範囲及び数) ○走行キロ、輸送人員又は運送回数、運送収入	未整備	A	県(事務局)に東北運輸局山形支局へ定められた時期に提供	Excel及びPDF	完全公開/対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供について同意を得る ●東北運輸局山形支局に対し、同意した事業者の情報を提供し、当該事業者の対象データを受け取る ●東北運輸局山形支局が提供する集計データを公開する ●集計データに含まれないデータ項目を公開する場合は対象者限定とし、申請があった場合は審査のうえ公開する。	●県(事務局)から情報を得た事業者の当該データについて、独自に集計しているファイル及び当該データの既存のフォーマットを、定められた時期に県(事務局)にデータを提供する ●可能な限りデジタル化に努める	毎年	
10	バス輸送実績 <旧No.9>	各市町村各路線単位のバス・デマンド交通の利用実績・運営実績一覧	○運行概要、輸送実績、補助金の額・種別等のうちNO4「一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績」で把握できないデータ(定時路線型、デマンド型)	未整備	A	県(事務局)が市町村を通じて照会	Excel	対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に協力を要請する ●事務作業として利用実績・運営実績一覧を作成	【市町村】	毎年		

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考
										県(事務局)	データ提供者		
	11	ICカード利用実績 <旧No.10>	ICカード導入路線	○便・路線毎の利用実態	未整備	A	データ保有者が収集・管理し、提供可能なデータの内容・条件を県(事務局)に報告	Excel	対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前にデータの提供についての協力を要請する ●同意した事業者のリストを公開する ●利用申請があった場合は、審査のうえデータを開示する。	—	随時	バス事業者の導入に合わせて取得
② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報 (イ) 交通以外の輸送サービスに関するデータ	12	県内教育施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.11>	県内の教育施設(県立高校、私立高校、公立大学等)のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金  【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C							当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	13	県内医療施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.12>	県内の医療施設のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金  【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C							当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	14	県内福祉施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.13>	県内福祉施設のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金  【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C							当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	15	県内福祉施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.13>	福祉有償運送に係る事業者情報一覧	○団体名 ○運送区域 ○許可期限 ○事業者所在地、電話番号 ○自動車の数 ○設定運賃 ○旅客の範囲 ○運送可能日時	未整備	A	県(所管部局)が公開しているURLのリンクを報告	Excel	完全公開	●県(所管部局)のHPをPFにリンク	●データをHPに掲載	随時	
	16	県内観光施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.14>	県内観光施設のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金  【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C							
17	県内宿泊施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.15>	県内宿泊施設のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金  【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考
										県(事務局)	データ提供者		
	18	県内複合商業施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.16>	県内複合商業施設のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金  【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C							当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	19	学校情報	県内の教育施設(私立高校)	○郵便番号、所在地、電話番号、Fax番号 ○クラス数 ○定員数	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	Excel	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、各学校へ照会 ●学校から提出のあったデータを県(事務局)へ提供	毎年	
	20	学校情報	県内の教育施設(県立高校)	○学校名 ○電話、所在地、学科 ○学科・学年別生徒数	未整備	A	県(所管部局)が公開しているURLのリンクを報告	csv	完全公開	●県(所管部局)のHPをPFにリンク	●データをHPに掲載	毎年	
	21	学校情報	県内の教育施設(公立大学)	○郵便番号、所在地、電話番号、Fax番号	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	Excel	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、各学校へ照会 ●学校から提出のあったデータを県(事務局)へ提供	毎年	
	22	病院一覧 <旧No.17>	県内の医療施設(山形県医療機関情報ネットワーク)	○病院名 ○開設者、管理者 ○所在地、電話番号、Fax番号 ○診療科名 ○診療日 ○病床数 ○医療従事者の数	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	csv	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、県(事務局)へ提供	毎年	
	23	福祉施設一覧 <旧No.18>	県所管保護施設、無料定額宿泊所	○名称 ○法人等の名称 ○事業所の所在地、電話番号・FAX ○指定年月日 ○定員	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	Excel	完全公開	●施設へのデータ掲載同意依頼を作成、県(所管部局)へ依頼 ●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、厚生労働省の調査物と併せて施設へ県(事務局)の依頼文を送付 ●同意を得た施設の情報を県(事務局)へ提供	毎年	
	24	福祉施設一覧 <旧No.18>	県内のデイサービス、デイケア、ショートステイ施設	○事業所番号、名称 ○法人等の名称 ○事業所の所在地、電話番号・FAX ○指定年月日 ○定員	未整備	A	県(所管部局)が公開しているURLのリンクを報告	Excel	完全公開	●県(所管部局)のHPをPFにリンク	●データをHPに掲載	随時	
	25	宿泊施設情報 <旧No.19>	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	○営業所名称 ○所在地、電話番号 ○営業種別コード(ホテル、旅館、簡易宿所) ○総客室数	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	Excel	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、県(事務局)へ提供	毎年	
	26	県内複合商業施設一覧	県内の複合商業施設(大規模小売店舗立地法届出)	○受理番号 ○届出年月日 ○店舗名称 ○所在市町村 ○店舗面積 ○駐車場台数 ○大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要	未整備	A	県(所管部局)が公開しているURLのリンクを報告	Excel	完全公開	●経済産業省のHPをPFにリンク		随時	経済産業省ウェブサイトであること、経済産業省の利用規約を遵守することを明記
	27	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(私立高校)	○各高校別通学手段別生徒数 ○通学者の人数	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	任意	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータの一覧を公開 ●申請があった場合は、審査のうえ開示する。	●県(事務局)からの依頼を受け、各学校へ照会 ●学校から提出のあったデータを県(事務局)へ提供	毎年	県(所管部局)と調整のうえ、収集に努める
	28	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(私立高校)	○通学者の住所 ○通学者の住所別人数	未整備	B							収集方法を検討のうえ収集に努める
	29	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(私立高校)	○年度別入学者の出身中学校と人数 ○通学者の性別、年齢 ○昨年度卒業生の進学先、就職先	未整備	C							当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考	
										県(事務局)	データ提供者			
② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報 (ウ) 移動実態・交通需要に関するデータ	30	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(県立高校)	○通学者の住所 ○通学者の住所別人数	未整備	B							収集方法を検討のうえ収集に努める	
	31	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(県立高校)	○年度別入学者の出身中学校と人数 ○通学者の性別・年齢 ○昨年度卒業生の進学先、就職先	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	32	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(公立大学)	○通学者の住所 ○通学者の住所別人数	未整備	B								収集方法を検討のうえ収集に努める
	33	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(公立大学)	○年度別入学者の出身中学校と人数 ○通学者の性別・年齢 ○昨年度卒業生の進学先、就職先	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	34	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の医療施設(山形県医療機関情報ネットワーク)	○一日平均外来患者数 ○一日平均入院患者数	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	csv	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、県(事務局)へ提供	毎年		
	35	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の民間医療施設	○通院者の居住地 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								収集方法を検討のうえ収集に努める
	36	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の民間医療施設	○通院者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	37	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の県立医療施設	○通院者の居住地(集計) ○居住地別利用者性別(集計) ○居住地別利用者年齢分布(集計)	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	Excel	完全公開/対象者限定(要審査)	●県(所管部局)から提供を受けたデータの一覧を公開 ●申請があった場合は、審査のうえ開示する。	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを収集し、県(事務局)へ提供	毎年		県(所管部局)と調整のうえ、具体的な収集方法を決定する
	38	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の公立(自治体)医療施設	○通院者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								市町村と調整のうえ、収集に努める
	39	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の公立(自治体)医療施設	○年度別通院者の人数 ○通院者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	40	県内福祉施設の通所実態 <旧No.22>	県所管保護施設、無料定額宿泊所	○施設利用者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								県(所管部局)と調整のうえ、収集に努める
	41	県内福祉施設の通所実態 <旧No.22>	県所管保護施設、無料定額宿泊所	○年度別施設利用者の人数 ○施設利用者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	42	県内福祉施設の通所実態 <旧No.22>	県内のデイサービス、デイケア、ショートステイ施設	○施設利用者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								県(所管部局)と調整のうえ、収集に努める
	43	県内福祉施設の通所実態 <旧No.22>	県内のデイサービス、デイケア、ショートステイ施設	○年度別施設利用者の人数 ○施設利用者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	44	県内観光施設の利用実態 <旧No.23>	県内の観光施設	○年度別施設利用者の人数(山形県観光者数調査)	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)の公開ページを参照	Excel	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、県(事務局)へ提供	毎年		
	45	県内観光施設の利用実態 <旧No.23>	県内の観光施設	○施設利用者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								収集方法を検討のうえ収集に努める
46	県内観光施設の利用実態 <旧No.23>	県内の観光施設	○施設利用者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討	

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考	
										県(事務局)	データ提供者			
	47	県内宿泊施設の利用実態 <旧No.24>	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	○施設利用者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B							県(所管部局)と調整のうえ、収集に努める	
	48	県内宿泊施設の利用実態 <旧No.24>	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	○年度別施設利用者の人数 ○施設利用者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	49	県内複合商業施設の利用実態 <旧No.25>	県内の複合商業施設	○施設利用者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								収集方法を検討のうえ収集に努める
	50	県内複合商業施設の利用実態 <旧No.25>	県内の複合商業施設	○施設利用者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	51	ETC2.0(※) <旧No.26>	県内及び県際移動データ	○ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集されたプローブ情報を統計的処理した情報	未整備	A		国土交通省が提供する形式による		●利用の相談があった場合、国土交通省に取り次ぐ				国土交通省等が規定する「車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針」に基づいた手続きとする。
(エ)その他 データ	52	山形県地域公共交通計画のデータ <旧No.27>	計画に掲載されている全てのデータ		未整備	A	—	CSV形式、Shapeファイルの形式等、加工・利用がし易い形式とする。	公開	●計画に掲載されているデータのオープンデータ化	—	計画策定時のみ		

(※)ETC2.0のデータ提供はガイドライン規定の対象外とする